

【概要版】

渋川市障害福祉プラン

渋川市障害者計画（第6期）

渋川市障害福祉計画（第7期）

渋川市障害児福祉計画（第3期）

基本理念

すべての人がお互いを尊重し、
共に生きる社会の実現

令和6年3月

渋 川 市

計画策定にあたって

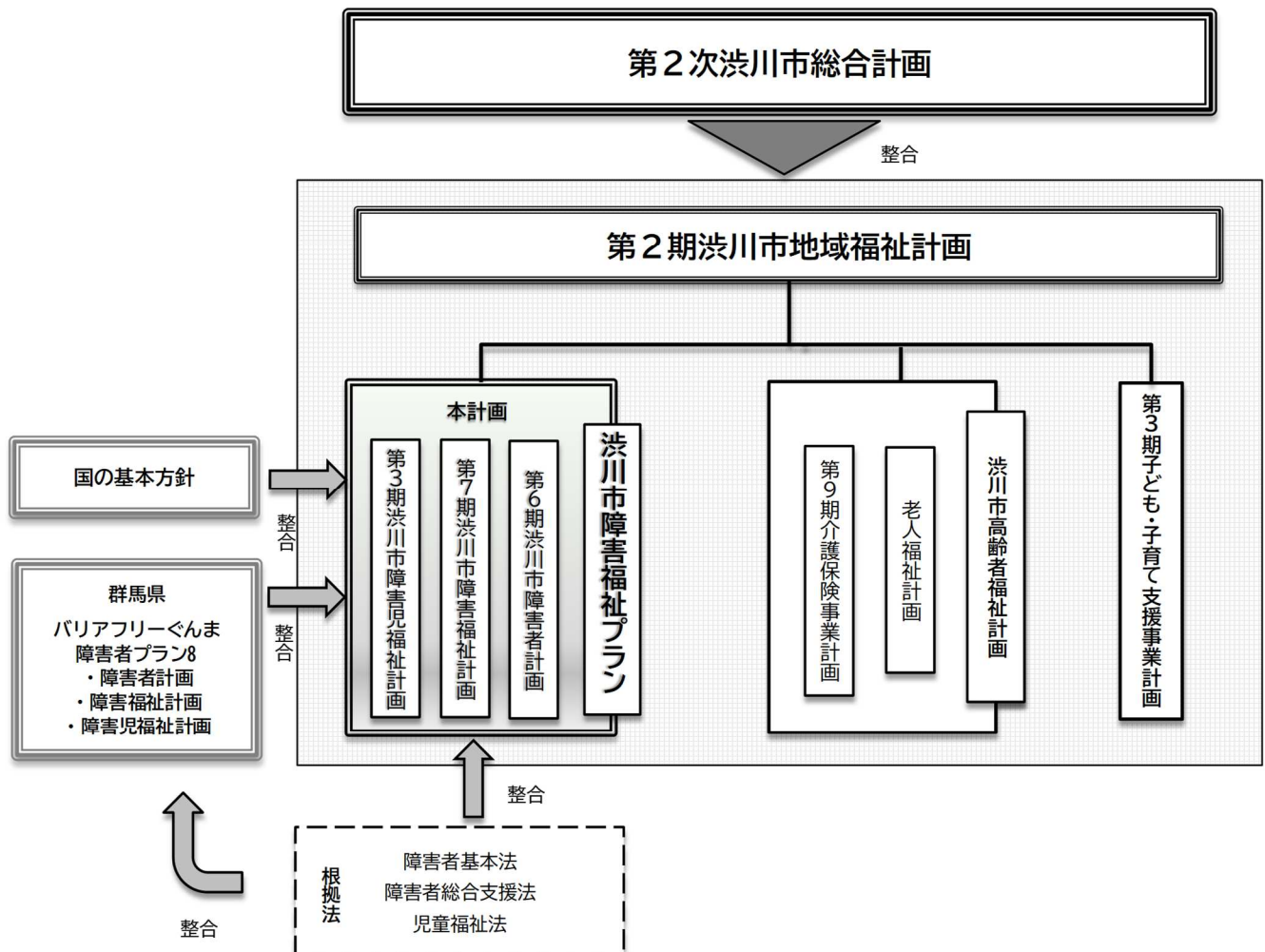
1. 計画策定の背景と趣旨

・人権意識の高まりや、共生社会の実現を目指した条約や法整備は、国内外ともに進んでおり、障害のある人が直面する社会的障壁を取り除くことは、社会の責務であるという「障害の社会モデル」への理解は、近年、徐々に深まっています。

・また、障害のある人の情報の取得及び利用、並びに意思疎通に係る施策の推進についても、共生社会の実現に資するとされており、国において「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行や、障害者基本計画（第5次）の策定が進められてきました。

・本市においては、令和3年3月に「渋川市障害者計画（第5期）・渋川市障害福祉計画（第6期）・渋川市障害児福祉計画（第2期）」を策定し、障害者施策を推進してきました。現行計画の期間が満了することから、共生社会実現のまちづくりをさらに進めるべく、「渋川市障害福祉プラン（渋川市障害者計画（第6期）・渋川市障害福祉計画（第7期）・渋川市障害児福祉計画（第3期））」を策定します。

2. 計画の位置付け



3. 計画の対象者

本計画では、障害者基本法第2条で「障害者」と定義された人を施策の対象とします。ただし、具体的な福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

また、すべての市民が尊重され安心した暮らしができる共生社会づくりを推進する本計画では、すべての市民が計画の対象者です。

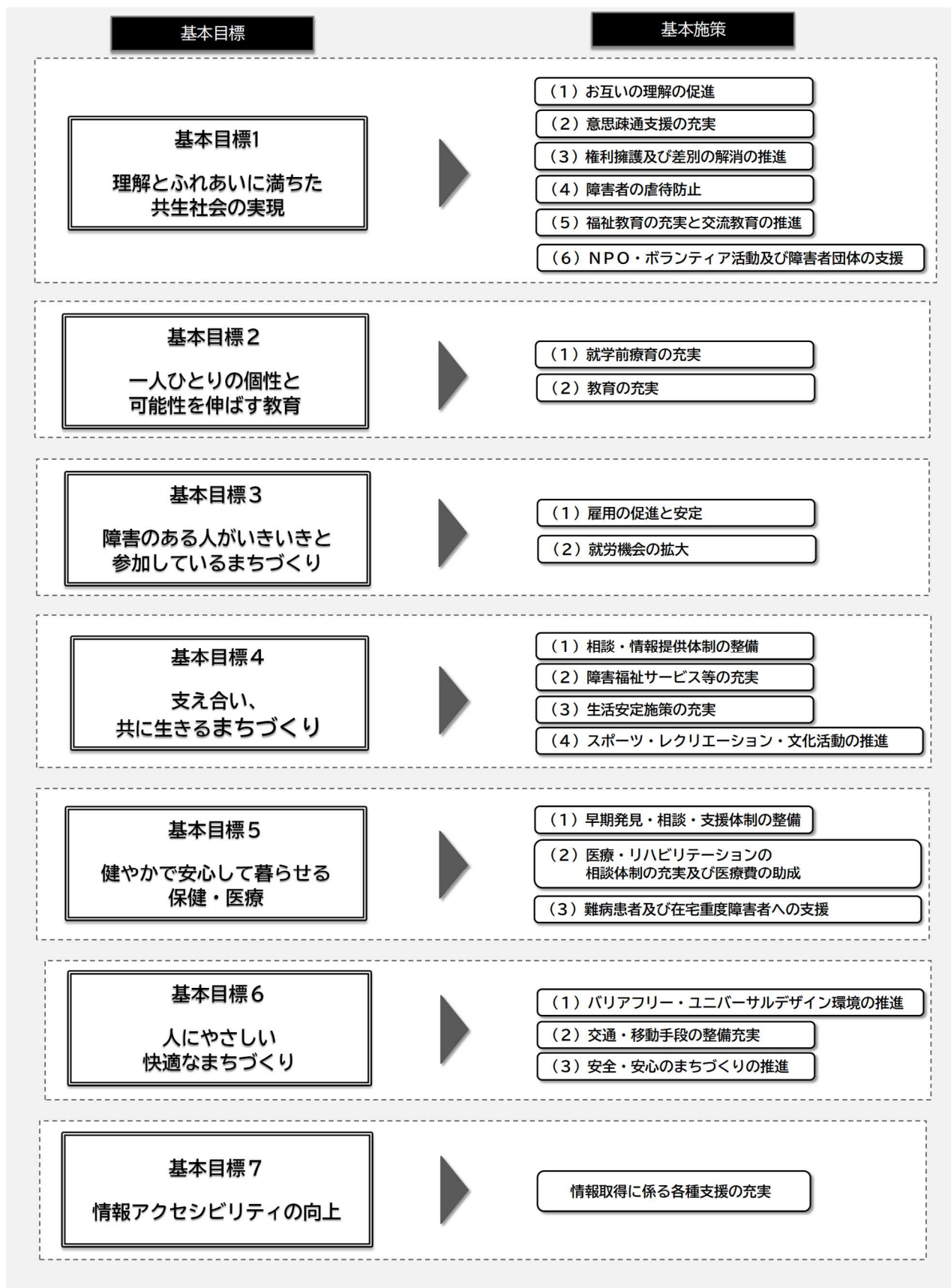
4. 計画の期間

渋川市障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、渋川市障害福祉計画及び渋川市障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。期間中でも、必要に応じて内容の見直し・変更を行うことがあります。

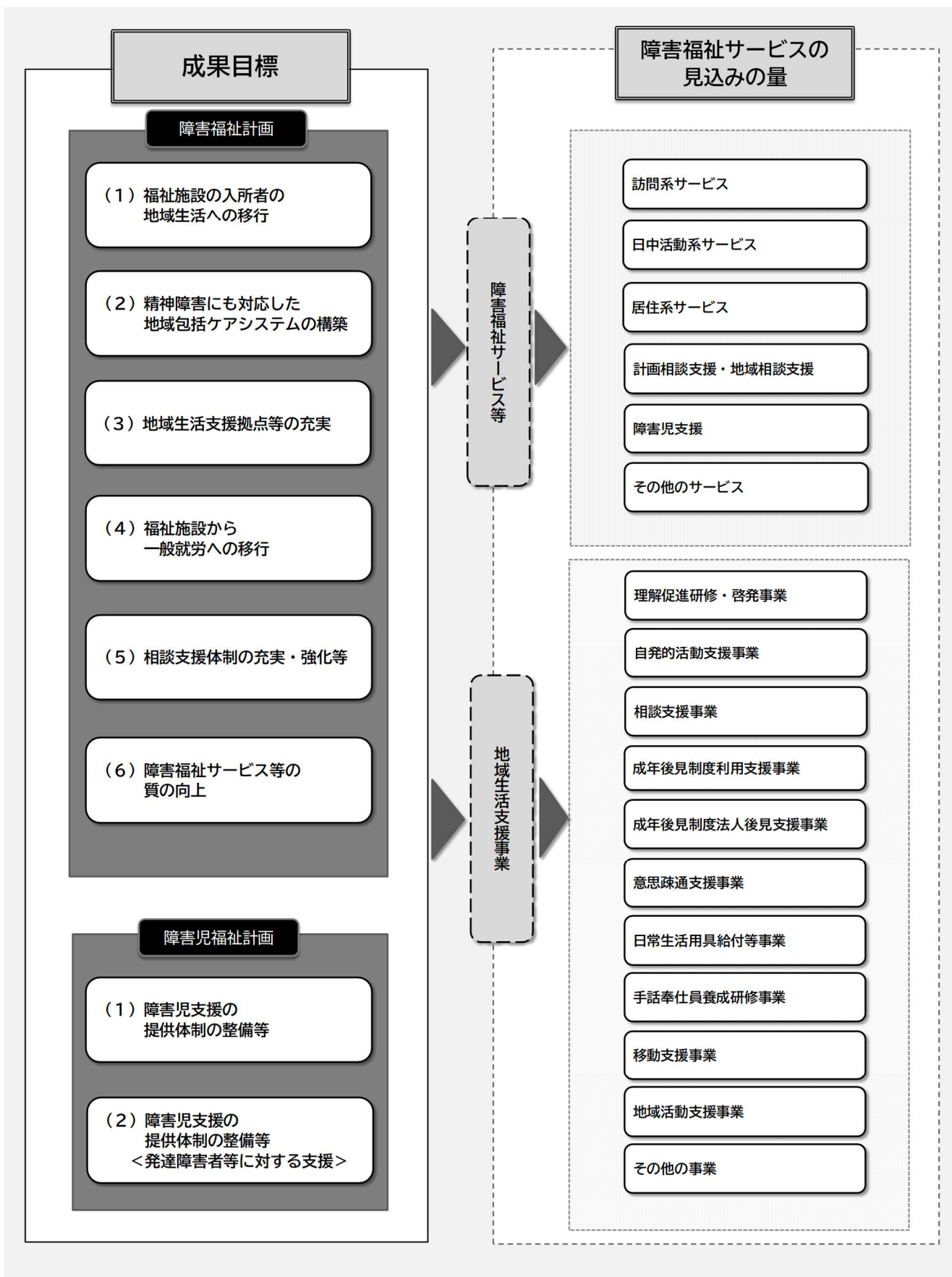
年度	令和3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	～	15年
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		2033
渋川市総合計画											
	第2次 平成30年度～令和9年度										
渋川市 地域福祉計画											
	第1期 平成26年度～令和5年度			第2期 令和6年度～令和15年度						～	
渋川市 障害者計画											
	第5期 令和3年度～令和5年度			第6期 令和6年度～令和11年度							
渋川市 障害福祉計画											
	第6期 令和3年度～令和5年度			第7期 令和6年度～令和8年度							
渋川市 障害児福祉計画											
	第2期 令和3年度～令和5年度			第3期 令和6年度～令和8年度							

5. 基本目標と施策の体系

・障害者計画の体系



・ 障害福祉計画・障害児福祉計画の体系



渋川市障害者計画（第6期）

基本目標 1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

（１）お互いの理解の促進

- ・ 障害のある人に対する市民の理解促進や差別解消を図るため、さまざまな広報活動及び交流活動を充実させるとともに、正しい知識の普及に努めます。

（２）意思疎通支援の充実

- ・ 障害のある人との意思疎通支援促進のため、手話教室の開催や、手話通訳者・奉仕員の派遣に取り組んでいき、また、手話奉仕員の育成も推進していきます。

（３）権利擁護及び差別の解消の推進

- ・ 行政サービス等における合理的配慮を行い、障害のある人への権利擁護と、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

（４）障害者の虐待防止

- ・ 障害のある人の権利を守るため、「障害者虐待防止法」のもと、障害のある人への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害のある人に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

（５）福祉教育の充実と交流教育の推進

- ・ 各種関係機関が連携し、学校教育や体験学習により障害のある人に対する認識や知識を深め、地域全体での福祉教育を推進します。また、教育や交流活動を通じて、こころのバリアフリーについての理解を促進します

（６）NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援

- ・ 地域でのボランティア活動の促進とネットワーク化を図るとともに、活動のための支援や環境整備を行い、ボランティアを必要とする人への情報提供に努めます。

基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

(1) 就学前療育の充実

- ・支援の必要がある子どもに対する障害種別や発達・成長の段階に応じた適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの関係機関の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図ります。

(2) 教育の充実

- ・地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの放課後の居場所づくりに取り組み、ノーマライゼーションの理念から、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉等の関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を推進します。

基本目標3 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

(1) 雇用の促進と安定

- ・障害のある人の雇用を促進するために、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の機会の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細かな支援を実施します。

(2) 就労機会の拡大

- ・障害のある人が障害の特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障害のある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労の促進を進めます。

基本目標4 支え合い、共に生きるまちづくり

(1) 相談・情報提供体制の整備

- ・障害のある人やその家族が、実情に合った的確な情報提供や相談支援を受けられるよう相談しやすい体制の整備、充実を図ります。
- ・障害により、情報を入手することが困難な人のために、必要な情報を入手できるよう、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫し、多様な手法を用いて的確に情報を提供していきます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

- ・障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送れるよう、それぞれの障害の特性や生活スタイルや環境に応じた各種サービスの充実や手当等の支給など、自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するための様々な措置を講じ、障害のある人の地域生活を支援します。
- ・より質の高いサービスを提供するために、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

(3) 生活安定施策の充実

- ・障害のある人が生活の安定を図るためには、福祉サービスの利用方法や障害を支給事由とする各種手当などのわかりやすい周知や、生活の基本となる住まいの場の確保の支援が求められます。
- ・障害のある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、十分な周知に取り組みます。また、障害の種別や程度にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、居住の場の確保に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

- ・障害のある人の生活の質の向上を図るため、様々な生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取り組みを行い、社会的活動への参加促進を図ります。

基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療

(1) 早期発見・相談・支援体制の整備

- ・子育て支援部門と教育部門が機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な療育支援体制を充実します。

(2) 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成

- ・障害のある人が身近な地域において、円滑に保健・医療のサービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備を図るとともに、医療的ケアが必要な人、発達障害や高次脳機能障害のある人などが地域で暮らし続けていくための支援を進めます。
- ・障害のある人のニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、ライフステージに応じた専門的な相談支援を行うとともに、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、障害のある人の地域生活を支援する取り組みを充実します。
- ・医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児に関わる「相談体制の整備」及び「情報の共有の促進」等の支援を進めます。

(3) 難病患者及び在宅重度障害者への支援

- ・難病を患っている人や在宅で生活している重度の障害のある人が、住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。関係機関と協力し、難病患者や在宅で生活している重度の障害のある人の生活の質の向上を図ります。

基本目標6 人にやさしい快適なまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

- ・ 障害のある人が、あらゆる分野において活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるように、建物や交通機関等のバリアフリー化の取り組みを進め、誰もが安全にかつ安心して生活することができるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(2) 交通・移動手段の整備充実

- ・ 障害のある人もない人も分け隔てられることなく安心して出かけることができ、また、暮らしていけるように、公共交通施設のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

- ・ 障害のある人が地域で安心、安全に生活できるよう、関係行政機関や障害者団体、地域住民の連携を強化し、防災・防犯に関する知識の普及や情報提供に努めるとともに、防災訓練の実施、障害のある人に対する適切な避難支援や安否確認を行える体制整備をはじめとした地域の防災・防犯対策の向上を図ります。

基本目標7 情報アクセシビリティの向上

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人の意思疎通の支援や障害特性に配慮した情報提供などの意思疎通に係る施策を充実させ、障害のある人を取り巻く情報環境の整備に取り組んでいきます。

1. 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数の目標値を設定します。

本市の令和4年度末の施設入所者数は、144人であり、9人が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、1人削減することを目標とします。

成果目標			
No.	項目	基準値 (令和4年度末 施設入所者数)	目標値 (令和8年度末)
①	入所施設から地域生活への移行者数	144人	9人(移行人数)
②	施設入所者数の削減見込み	144人	1人(削減人数)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目標として、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めます。

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
②	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18人	18人	18人
③	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
④	精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
⑤	精神障害者の地域定着支援の利用者数	20人	20人	20人
⑥	精神障害者の共同生活援助の利用者数	68人	68人	68人
⑦	精神障害者の自立生活援助の利用者数	2人	2人	2人
⑧	精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	5人	5人	5人

(3) 地域生活支援拠点等の充実

障害のある人の、地域生活への移行の支援及び地域生活の支援を充実させるため、地域生活支援拠点の整備と機能の充実、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを目標とします

成果目標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	地域生活支援拠点等の設置	8か所 (圏域)	8か所 (圏域)	8か所 (圏域)
②	コーディネーターの配置人数	39人	39人	39人
③	検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	3回	3回	3回
④	強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	有	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国基本指針に基づき、一般就労移行者数等の目標値を定め、就労移行支援事業等（生活介護、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行した者の割合が、5割以上となっている事業所の割合、また、就労定着支援事業の利用者数と就労定着率の目標値を、それぞれ設定いたします。

成果目標			
No.	項目	基準値 (令和3年度末 施設入所者数)	目標値 (令和8年度末)
①	一般就労移行者数	9人	12人(1.3倍)
②	就労移行支援事業の一般就労移行者数	5人	7人(1.4倍)
③	就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	2人	3人(1.5倍)
④	就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	2人	3人(1.5倍)
⑤	就労定着支援事業の利用者数	6人	9人(1.5倍)
⑥	就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合		5割
⑦	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合		2.5割

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人の各種のニーズに対応できる専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する人材育成と相談機関との連携強化を図ります。

成果目標	
項目	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保済・実施

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
②	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
③	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
④	個別事例の支援内容の検証の実施回数	24回	24回	24回
⑤	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
⑥	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するなか、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築が求められており、障害福祉サービスの質向上のため、県が実施する研修等へ市職員や事業所職員が参加することなどを活動指標として定めます。

成果目標	
項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	実施

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
②	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無／0回	無／0回	無／0回
③	指導監査結果の関係市町村との共有	有／1回	有／1回	有／1回

2. 障害福祉サービスの見込量

(1) 在宅生活を支援する訪問系サービス

・必要な量の見込み

実績				今後3年間のサービス見込量				
名称	単位	令和3年度	令和4年度	名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	135	126	居宅介護	人/月	118	121	125
					時間/月	1,794	1,839	1,900
				重度訪問介護	人/月	4	4	4
					時間/月	1,380	1,380	1,380
	時間/月	2,388	2,385	同行援護	人/月	22	22	22
					時間/月	356	356	356
				行動援護	人/月	2	2	2
					時間/月	22	22	22
				重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
					時間/月	0	0	0

(2) 通所施設等日中活動系サービス

①—1 必要な量の見込み

サービス		実績		今後3年間の見込量		
名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	214	219	213	213	213
	人日/月	4,495	4,705	4,345	4,345	4,345
内訳	強度行動障害を有する者	人/月		74	74	74
	高次脳機能障害を有する者	人/月		0	0	0
	医療的ケアを必要とする者	人/月		14	14	14
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	0	0	0
	人日/月	11	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	2	6	6	6
	人日/月	85	46	105	105	105

①—2 必要な量の見込み

サービス		実績		今後3年間の見込量		
名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月			0	10	10
就労移行支援	人/月	14	16	16	16	16
	人日/月	249	286	278	278	278
就労継続支援(A型)	人/月	34	37	39	39	39
	人日/月	706	788	835	835	835
就労継続支援(B型)	人/月	214	216	211	211	211
	人日/月	4,008	4,027	3,819	3,819	3,819
就労定着支援	人/月	7	6	6	6	6
療養介護	人/月	19	21	19	19	19

② 必要な量の見込み

サービス		実績		今後3年間の見込み量				
名称	単位	令和3年度	令和4年度	名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人/月	20	23	短期入所(福祉型)	人/月	26	26	26
					人日/月	146	146	146
				内訳	強度行動障害を有する者	人/月	9	9
					高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0
					医療的ケアを必要とする者	人/月	3	3
	人日/月	148	187	短期入所(医療型)	人/月	1	1	1
					人日/月	2	2	2
				内訳	強度行動障害を有する者	人/月	0	0
					高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0
					医療的ケアを必要とする者	人/月	1	1

(3) 入所施設等居住系サービス

・必要な量の見込み

サービス名		単位	実績		今後3年間の見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助		人/月	13	9	8	8	8
共同生活援助		人/月	146	150	161	164	167
内 訳	強度行動障害を有する者	人/月			0	0	0
	高次脳機能障害を有する者	人/月			0	0	0
	医療的ケアを必要とする者	人/月			0	0	0
施設入所支援		人/月	139	144	147	145	143
宿泊型自立訓練		人/月	4	5	5	5	5

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

・必要な量の見込み

サービス名		単位	実績		今後3年間の見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援		人/月	166	192	217	230	245
地域移行支援		人/月	1	0	2	2	2
地域定着支援		人/月	20	17	21	23	25

3. 地域生活支援事業の見込み量

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	事業数	4	5	4	4	4
自発的活動支援事業	事業数	5	5	5	5	5
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	—	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター 機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	—	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用件数	124	144	134	134	134
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2	2
介護訓練支援用具	件	7	2	4	4	4
自立生活支援用具	件	8	6	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	17	7	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件	1,734	1,674	1,704	1,704	1,704
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	入門課程 (人)	13	7	13	13	13
	基礎課程 (人)	6	9	8	8	8
	フォローアップ 講座(人)	5	4	5	5	5

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援	実利用者数	51	63	57	57	57
	延べ利用時間	5,813	5,614	5,714	5,714	5,714
地域活動支援センター事業	箇所数	2	2	2	2	2
	実利用者数	101	118	110	110	110
地域活動支援センター事業 (他市町村利用)	箇所数	3	3	3	3	3
	実利用者数	20	24	22	22	22

渋川市障害児福祉計画(第3期)

1. 計画の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、国の基本指針により掲げられている成果目標は既に満たしている状況であり、障害のある子どもの支援の提供体制の維持と一層の充実を図ることを目標とします。

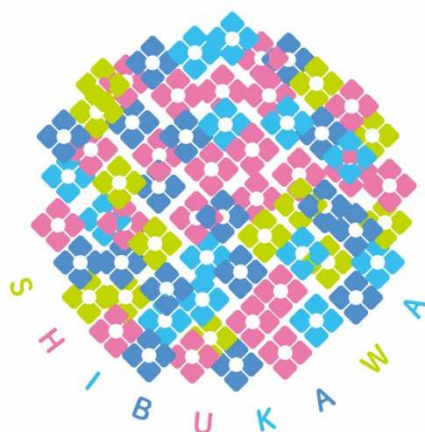
成果目標		
No.	項目	目標
①	児童発達支援センターの設置	1 箇所 (圏域)
②	障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制	有
③	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所 (圏域)
④	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所 (圏域)
⑤	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所 (圏域)
⑥	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3 人

(2) 障害児支援の提供体制の整備等＜発達障害者等に対する支援＞

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
②	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
③	ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
④	ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

2. 障害児支援の見込量

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	50	66	88	96	104
	日/月	515	742	880	960	1,040
放課後等デイサービス	人/月	103	129	164	175	186
	人日/月	1,527	2,043	2,394	2,555	2,716
保育所等訪問支援	人/月	2	6	15	19	23
	人日/月	2	6	15	19	23
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人/月	3	5	5	5	5
医療型児童入所支援	人/月	2	1	2	2	2
障害児相談支援	人/月	42	54	78	93	112
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3	3	3



共生社会実現のまち
渋川市

渋川市障害者計画（第6期）・渋川市障害福祉計画（第7期）・
渋川市障害児福祉計画（第3期）の詳しい内容、各種の施策・サービス等について
は、下記までお問い合わせください。



**渋川市障害福祉プラン
【概要版】**

**渋川市障害者計画（第6期）
渋川市障害福祉計画（第7期）
渋川市障害児福祉計画（第3期）**

令和6年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：（0279）22-2111（代表）

編集 渋川市福祉部地域包括ケア課障害福祉係